

高鍋

議会だより

平成30年
6月議会
No.154



町美術館特別展「ルーヴル美術館の銅版画展」

補正 予算	キャリア教育支援	2P	契約	樋渡地区津波避難タワー	3P
定数 削減	議員定数2人削減	4P	条例	議会倫理条例制定	5P
行政 調査	先進地に学ぶ	8～9P	一般 質問	8人が登壇	10～15P

6月定例会は6月7日から18日までの12日間で行われました。今定例会では、専決2件、同意1件、報告4件、契約2件、条例の改正5件、補正予算4件などを審査しました。一般会計予算は1億9175万4千円を追加し、121億7175万4千円となりました。

平成29年度補正予算 総額121億7175万4000円

- ▶ 情報管理目録管理システム開発費委託 **897万円**
- ▶ 6次産業化支援体制整備事業 **470万円**
- ▶ キャリア教育支援センター設置運營業務委託 **250万円**
- ▶ 産業後継者育成補助 **150万円**
- ▶ 災害対策危機管理専門員費 **182万円**



キャリア教育支援センターとなる高鍋商工会議所

総括質疑

黒木博行議員 今回の補正は何を主眼として組まれたのか。

課長 緊急性の高いもの及び財源の裏付けのある事業、キャノン工場建設にかかる道路整備関係、埋却地再生整備事業、6次産業化支援体制に係るものなどを主眼においた。

議員 県補助について、県はどのような6次産業化推進がなされるのか。ふるさと納税との関係はどうか。

課長 明確な戦略のもと、付加価値の高い農作物の生産、新商品開発及び量産体制をつくるものである。ふるさと納税とのかかわりは、有効な手段であると考えている。

議員 教育振興費の中のキャリア教育とはどのようなもので、今までの職場体験事業とどう違うのか。ふるさと学習などを行ってきたが、キャリア教育のさらなる推進を図るため、今回はセンターを設置しコーディネーターを配置し、指導助言支援できる体制や懇話会発足を促したい。商工会議所内に置き委託する。

お詫びと訂正

前号で間違いがありました。お詫びして訂正いたします。

誤 **健康保険課長** 公共交通安全と交通手段のないお年寄りの方への交通手段確保及び食事提供についての考え方はあるのか。

議員 食事支援に関しては、生活支援コーディネーターによる判断を行い、自宅への配食サービスをしている。

正 **健康保険課長** 食事支援に関しては、相談があった場合に、自宅へ配食サービスの紹介をしている。

条例の一部改正

- ◆ 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◆ 高鍋町税条例の一部改正について
- ◆ 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- ◆ 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について
- ◆ 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

報告

- ◆ 平成29年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ◆ 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- ◆ 平成29年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成30年度会計予算について
- ◆ 平成29年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成30年度会計予算について

介護保険特別会計

234万円

地域密着介護サービスから、予防サービス利用者増に伴い予算の組み替えを行うもの。

工業用地造成事業特別会計

3億700万円

歳入はキャノンからの負担金 歳出は工事のための管理と工事に対するもの。



樋渡地区津波避難タワー安全祈願祭 (平成30年7月10日)

人事

教育長

川上 浩氏(新任)



趣味…映画鑑賞
町の印象…町の暮らしの中に文化を感じる

◆ 樋渡地区津波避難タワー 建設工事請負契約について

8085万円

◆ 平成30年度高岡上永谷線道路 改良工事(その4) 請負契約について

1億1178万円

◆ 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更に関する協議について

- ◆ 町道路線の認定について
- ◆ 町道認定路線の変更について

議員定数2名削減 16人が14人に



議員発議により「高鍋町議会議員の定数を定める条例」の一部改正案が提出され賛成多数で可決されました。11月に行われる選挙より適用されます。

岩崎 議員の定数の見直しを提案するのは、平成22年8月に、町民の方からの直接請求で、議員定数削減の条例案が提出されましたが、否決した経緯があります。その後、町民の皆様の中に削減を求める意見をお聞きすること、また、人口減少が進行している現状においては、議員の定数削減は避けて通れない課題と考えるものであります。

議員定数を、現在の16人から2人減らして、14人とする「高鍋町議会議員の定数を定める条例」の一部改正案を提出致します。

賛成討論

春成

今後将来的に、人口減少が進んでくると思われます。町財政は、さらに厳しくなることが予想されます。議会が率先して行財政改革の模範となるべきだと思つて賛成と致します。

八代

現在、全国で叫ばれているのが、地方議員の議員力アップであります。議員定数削減は、議会の力を弱めるものではなく、むしろ議員一人一人の役目を明確に

反対討論

中村

自治公民館連協長さんが言われる議員削減の裏には、議員が総括質疑、一般質問をしない、議会できちんと働いていない、そのところが一番大きな理由だと私は思っています。今一度我が身を振り返り、足元を見、議員たるものどんなものであるかということをしつかりと踏まえて、発議をしていただきかったですと思つて、私は反対といたします。

緒方

全く2名の根拠たるものがありません。これから議会の真価が問われ

青木

町民に対して私たちはこれでは説明責任ができません。人口は増えていくのですよ。増えていく可能性があるので。ただ人口減少というだけで削減をする、2名の根拠も示されない。もうこういうことでは、この発議に対しては賛成できかねますので、反対といたします。

柏木

個人的な意見も多少入りますけど、賛成ということであり。人口減少、はるかに予想を上回るスピードの人口減少が、もう既に始まっているわけです。議会が率先して、行財政改革の模範となるべきであると私は思うわけです。議員の皆さんはそれなりの覚悟を持って、任務を全うされることを願ひまして、賛成といたします。

高鍋町議会倫理条例が全議員賛成で制定されました。基本条例を補完するものです。

高鍋町議会倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、高鍋町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図るとともに、議員は町民の厳粛な信託を受けたものであることを認識し、町民全体の代表者として、その人格と政治倫理の向上に努め、町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者として、自らの責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするように努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為により、議会に対する町民の信頼を損なわないこと。

(2) その権限又は地位を利用して、自己又は特定の者の利益を図らないこと。

(3) 町が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。

(4) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

(5) 町職員の採用、昇任又は異動に関し、その地

位を利用し、不正に影響力を行使しないこと。

(6) 公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。

(7) 町から委託又は補助を受けている団体等の長に就任したときは、その団体等を自己の利益のために利用しないこと。

(審査の請求手続き)

第4条 議員は、政治倫理基準に違反している疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、議員定数の8分の1以上の議員の連署をもって書面で議長に審査を請求することができる。

(審査会の設置)

第5条 議長は、前条に規定する請求があったときは、これを審査するため、議会に高鍋町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議員のうちから議長が指名する。

3 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。

4 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査の請求の適否又は政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

2 審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、当該議員その他の者から意見又は事情を聴取し、資料の提出を求めることが

できる。

3 審査を求められた議員は、審査会に対し必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。

4 審査会の会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(釈明の機会の保障)

第7条 審査会は、当該議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

(審査結果の報告等)

第8条 審査会は、第6条第1項の規定による審査を終了したときは、審査の結果を取りまとめ、議長に対して報告するものとする。

2 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。

(審査結果の尊重)

第9条 議会、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、その情状に応じ次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 辞職勧告
- (2) 一定期間の役職辞任勧告
- (3) 一定期間の議員の行事への参加自粛の勧告
- (4) この条例の規定を遵守させるための文書による警告
- (5) その他議長が政治倫理確立のため必要と認める措置

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

総務環境

- 問** 「生産性向上特別措置法案」はどのような機械が対象となるのか。年率3%生産性が向上する設備、最低取得価額の設定などについてはあるか。
- 答** 減免した、固定資産税は補助されるのか。
- 問** 国から、交付税により補填されるか。
- 答** 消防団員中型自動車運転資格所得補助金は、昨年度2名の本部団員が制度を活用し、自動車学校に通学していたが、仕事などの都合で、取得が厳しくなったため、一度返金してもらい、再度申請するもの。
- 問** 情報管理費の目録管理システム開発委託について撤退した理由は何か、また、今後は大丈夫なのか。
- 答** システムを開発した会社が、事業から撤退し、また、導入から既に15年が経過し、運用していたサーバーのサポートが切れたが、職員のサポートで何とか利用していた。来年の元号改正にも対応できる新システムを導入するもの。
- 問** 防火水槽撤去工事について防火設備全体で不足はないのか。
- 答** 防火水槽524基、防火水槽54箇所、不足しないとの説明であった。また、危機管理専門員について、地区の訓練等にも対応してほしいとの要望がありました。



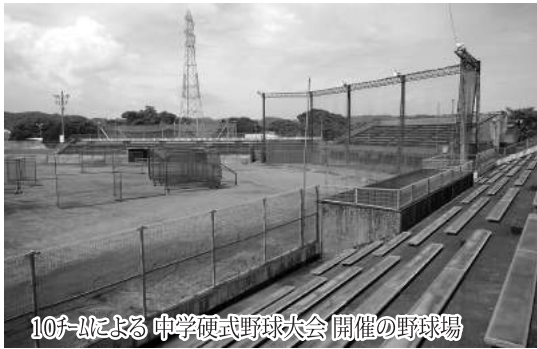
高鍋警察署を表敬訪問

産業建設

- 問** 町道路線認定について、4路線とも行き止まりだが町道を認定するのにロータリーは必要なのか。
- 答** 自動車回転用地条件としては、入り込みから35m以上の距離がある場合作らなければならないとの開発条件はある。この4路線については、距離が35m以下なので問題はない。
- 問** 町道認定路線変更について、367号の起点を変更した理由は。地元協議並びに警察署との協議により変更し、この場所に交差点を作ることになったので起点を変更した。
- 問** 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について、高鍋町運動公園の運動施設割合についてどのような割合なのか。
- 答** 小丸河畔運動公園21・3%、高鍋町総合運動公園で36・1%となっている。
- 問** 都市計画審議会を開催すると言われたがどの様な審議を行うのか。主なものは都市道路について計画の見直し等を行う。
- 問** 毎年、廃プラスチックの処分予算が上がるが、どのくらいの量があるのか。
- 答** 昨年の量で3万4600キロである。
- 問** 高鍋町産業後継者親元就業支援事業補助の啓発はどこに頼んでいるのか。
- 答** 商工会議所及び農協などに依頼。

文教福祉

- 問** 黒水家住宅の指定管理はいつ行われたのか。
- 答** 平成19年から平成21年まで行われていた。
- 問** 郡内で教育施設の指定管理者制度を導入している施設は。
- 答** 新富町図書館、川南町図書館。新富町文化会館が導入している。
- 問** コミュニティ助成事業の要望が上がっている公民館は。
- 答** 現在14の公民館が順番を待っている。
- 問** 中学硬式野球大会の経費の概要は。
- 答** 社会教育課主催の第1回大会で公共スポーツ施設等活性化助成金を活用し、町内2ヶ所の球場で9月22日(土)・23日(日)の2日間開催を予定している。
- 問** 県内での自治体がキャリア教育支援センターを設置しているのか。
- 答** 延岡市、小林市にあり、日向市が平成25年からの設置で、実績の把握は目に見えた形ではまだない。
- 問** キャリア教育支援のコーディネーターは資格は必要なのか、またどのような人材か。
- 答** 資格は特に必要なく、企業に精通し産業に強い人材である。



107-11による 中学硬式野球大会開催の野球場

特別委員会

- ◆国民健康保険税の一部改正について**
- 問** 他市町村の実態は調査したのか。
- 答** 一概に比較できないので町独自の算定をした。
- ◆介護保険特別会計補正予算(第1号)について**
- 問** 改正されるのはどのような点か。
- 答** 内部事務処理の改正で、主に高額介護サービス費関係、介護報酬関係、介護給付費等である。
- ◆工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について**
- 問** 専用管の管理はどうなるのか。
- 答** 管理協定を今後協議していく。
- 問** 給水管敷地は町道か。
- 答** 里道で原形復旧する。
- 問** 給水加圧ポンプ所は津波の高さに対応できるのか。
- 答** 対応できる。
- 問** 消火栓、空気弁の設置は。
- 答** 消火栓は給水加圧ポンプ所に設置し、空気弁も要所に設置する。